

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第1号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第6条の3 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の人事委員会規則で定める職員は、<u>船員法（昭和22年法律第100号）第2条の海員（同法第71条第1項各号に掲げる船舶に乗り組む者及び同法第72条各号に掲げる者を除く。）</u>である職員とする。</p> <p>3 勤務時間等条例第9条の人事委員会規則で定める作業は、<u>船員法第68条各号</u>に掲げる作業とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合（男性職員にあっては、その妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、<u>第17号及び第18号</u>において同じ。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。）1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあっては、その妻が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める回数及び期間）</p> <p>(14)～(26) [略]</p>	<p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第6条の3 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の人事委員会規則で定める職員は、<u>船員法（昭和22年法律第100号）第1条第1項の船員</u>である職員とする。</p> <p>3 勤務時間等条例第9条の人事委員会規則で定める作業は、<u>船員法第68条第1項各号</u>に掲げる作業とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合（男性職員にあっては、その妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、<u>第18号及び第19号</u>において同じ。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。）1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあっては、その妻が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める回数及び期間）</p> <p>(14)～(26) [略]</p>
2	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは</p>

<p>、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う施設</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う施設</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。